

## 西尾市要介護度等改善促進事業報奨金交付要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）が、高齢者の自立に資するために質の高い介護サービスを提供した場合に、予算の範囲内において報奨金を交付することにより、運営資金面における支援のほか、介護従事者の改善意識向上に伴う定着率の向上並びに市内の介護サービス提供体制及び水準の向上を図ることを目的とする。

### （交付対象）

第2条 報奨金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する法人又は開設者（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 西尾市内において、事業所を運営する法人等であること。
- (2) 交付年度の4月1日（以下「基準日」という。）において、法に規定する事業者として指定され、介護サービスを提供していること。
- (3) 基準日において、介護報酬においてADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。

### （交付額）

第3条 報奨金の交付額は、1事業所につき20万円とする。

### （交付申請）

第4条 報奨金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西尾市要介護度等改善促進事業報奨金交付申請書兼請求書（様式第1号）を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

### （交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による報奨金の交付申請があったときは、その内容及び第2条各号に掲げる事項の審査等を行い、適当と認めたときは、交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、申請者に対し、資料の提出及び申請書類等の修正を求めることができる。

### （決定の取消し）

第6条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、報奨金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき。
- (2) 報奨金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令

に違反したとき。

- (3) 交付決定を受けた者（法人にあっては、代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められるとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、申請者に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（報奨金の返還）

第7条 市長は、報奨金の交付の決定を取り消した場合、既に報奨金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 様式第1号（第4条関係）

## 西尾市要介護度等改善促進事業報奨金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 西尾市長

所在地

法人名

代表者名

西尾市要介護度等改善促進事業報奨金の交付を受けたいので、下記のとおり申請及び請求します。

記

- ## 1 事業所の名称及び所在地

- ## 2 サービスの種別

- ### 3 事業所の開設日

- 4 申請及び請求額 金200,000円

- 5 基準日時点での介護報酬におけるADL維持等加算Ⅰ又はⅡの算定実績

- ## 6 指定振込先口座

| 金融機関名        |  | 店名 | 種目 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------|--|----|----|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|              |  |    |    |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ<br>口座名義 |  |    |    |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              |  |    |    |      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |